

公文書管理委員会  
第37回議事録

内閣府大臣官房公文書管理課

## 第37回 公文書管理委員会 議事次第

開催日時：平成26年6月26日（木）16:00～16:39

開催場所：中央合同庁舎第8号館特別中会議室

議 題：

- 1 開 会
- 2 閣僚会議等の議事の記録の作成に係る行政文書の管理に関するガイドラインの一部改正について
- 3 行政文書管理規則の一部改正について
- 4 閉 会

出席者：

御厨委員長、宇賀委員、江上委員、杉本委員、三宅委員

稲田大臣、松山事務次官、幸田官房長、笹川課長、山口調査官

○御厨委員長 それでは、本日は大変お忙しいところをお集まりいただきましてありがとうございます。委員の定足数を満たしておりますので、只今から「第37回公文書管理委員会」を開催いたします。

大体、今日は30分程度を見込んでおります。よろしくお願いいたします。

本日は、稲田大臣、松山内閣府事務次官、幸田内閣府大臣官房長の御出席をいただいておりますので、まず最初に稲田大臣に一言御挨拶をいただきたいと存じます。大臣、よろしくお願いいたします。

○稲田大臣 皆さんこんにちは。本日は「第37回公文書管理委員会」ということでございますが、委員の先生方におかれましては公文書の適切な管理のため、専門的、第三者的な見地から調査審議を行っていただいていることに担当大臣として深く感謝申し上げます。

本日の委員会では、閣僚会議等の議事の記録の作成に係る「行政文書の管理に関するガイドライン」の改正案について、パブリックコメントの結果とともに再度の御報告をさせていただきます。

また、当該ガイドラインの改正を踏まえ、各府省庁の行政文書管理規則についても所要の改正を行うため、本件について御審議をいただきたいと思っております。

公文書管理は民主主義のインフラであり、その充実は将来世代への責任でもございます。公文書管理のより適切な運用に向けて、調査審議を本日もよろしくお願い申し上げます。

私からは、以上でございます。

○御厨委員長 大臣、どうもありがとうございました。

それでは、議事を進めることとなりますが、報道のカメラの皆さんは御退室いただくということになっております。

(報道関係者退室)

○御厨委員長 それでは、議事を進めます。

まず、議題1の「閣僚会議等の議事の記録の作成に係る行政文書の管理に関するガイドラインの一部改正について」、まず事務局から説明をお願いしたいと思います。

○笹川課長 それでは、説明させていただきます。

資料1-1を御覧ください。「閣僚会議等の議事の記録の作成」でございます。閣議等の議事の記録の作成方針を踏まえまして、稲田大臣の下で検討を進めまして、このたび案文を取りまとめました。中身としては、前回の委員会で御議論いただいたものと同じものが1-2、1-3、お手元に配布しております。

内容の概要は1-1の真ん中に書いてございますとおりで、全ての閣僚会議等について、閣議と同じように開催日時、場所、出席者、議題、発言者名、それから発言内容を記載した議事の記録を作成するというのを義務付けるものでございます。

これにつきまして今、御紹介がございましたとおり意見募集を行いましたので、その結果を御報告させていただき、御議論いただいた上で、許されますれば7月1日から施行させていただきますと、そのように考えているところでございます。

それで、資料1-2、1-3は前回と同じですので、逐一御紹介するのは省かせていただきます。

資料1-4を御覧ください。意見募集、いわゆるパブコメを5月29日～6月11日まで2週間行いました。結果として、11人の方から21件の御意見をいただきました。同じようなものを取りまとめた結果が、この2枚の紙でございます。

まず第1に、議事の記録の作り方でございますが、逐語的な議事録を作成すべき、あるいは録音を義務付けるべきというような御意見。それから、議事の記録の作成の仕方について別途ガイドラインを定めるべきであるというような御意見をいただいております。

これにつきまして、私どもの考えは右側でございますとおりでございます。「議事の記録」の作成については公文書管理法の目的に照らして、意思決定に至る過程等を合理的に跡付け、検証できるように作らないといけない。そういう法律上のリクエストに基づいて作ってもらうわけです。そのために、今回ガイドラインを改正して発言者名、発言内容等、6項目を義務付けようというものでございます。

他方、会議の性格、態様、それからコストなどはそれぞれ多様でございますので、最終的に具体的にどのような記録を作るかということについては、それぞれの会議において責任を持って法の趣旨等を踏まえて取り組んでいってほしい、作成していただきたいというふうに考えております。

それから、2番目で議事の記録の作成に当たっては情報公開法にいう不開示事由に該当する事項も記載しないといけないということをガイドライン上、記すべきであるという御意見です。これにつきましては繰り返しですが、議事の記録をつくるに当たっては公文書管理法の趣旨に照らして、その意思決定の過程を合理的に追えるようにということで作ってまいりますので、その中でもし不開示事由に当たるようなものがありましても、それが重要なものであれば当然記録には残していくということでございます。よく言われますとおり、作成と公開は別なものでしっかり記録は取っていただくということでございます。

恐らく閣議の方で、記録は作るけれどもホームページに載せるとき、あるいは情報公開の請求を受けたときにその部分は削除して出しますというような説明をしていたので、もしかしたら誤解があったかもしれませんが、ここは作成はきちんとしていただくということで間違いはございません。

次のページを御覧ください。これは議事の記録の根拠というんでしょうか、ガイドラインではなくて法律を改正するなどして、より高い位置付けをするべきではないかという御意見でございます。お気持ちは、それはそれで分かるのですけれども、法令のどのレベルでこういったルール化を図っていくかというのは、やはり法体系全体のバランス等の中で適切なものを選んでいくということかと思えます。歴史的緊急事態に対応する会議の議事の記録についてもガイドラインでやらせていただきましたので、今回もそのようにさせていただきます。

それで、このガイドラインを変えるということで、結局2番目の議題になりますけれど

も、各省の文書管理規則も変わって行って、それぞれ自分たちの義務としてしっかりやっていってもらおうということになりますので、各省庁、各会議が主体的に取り組んでいただくということで、これはこれで一つの方向ではないかと御理解いただきたいと思っております。

それから、「その他」ということで4つ並んでいます。

まず「議事の記録」という言葉の言い方が曖昧なので、今までどおり「議事概要又は議事録」の方がいい。ここはある意味、言葉の用語の問題ですが、前回も御説明させていただきましたとおり、「議事の記録」というのは固有名詞というよりは総称でございまして、個別のいわゆる議事録、議事概要、あるいは会議録といった名前、どういう名前を使うかによらず、いずれにしてもこの6項目を取り込んできちんと議論の過程を記録して行ってほしいということでございますので、ここは必ずしもというか、トーンダウンさせるような趣旨では全くないので御安心いただければと思います。

それから、「「議事の記録」と共に配布資料を保存すべきである」。これは、現在もガイドライン上、既にそうなっておりますので、間違いのないように対応していきたいと考えております。

それから、閣議等、閣議閣僚懇の議事の記録というものをガイドラインの文書の類型に明記すべきであるという御意見です。これもお気持ちはよく分かるのですが、ガイドラインは各省共通のルールでございまして、閣議というのは内閣官房のある意味、一つの会議でございますので、それは内閣官房の文書管理規則にしっかり明記していただくことで足りるというか、法体系的にそうするのが適切だと考えております。

最後に、いわゆる閣僚会議の定義として我々は「国務大臣を構成員とする会議」という言い方をしております。こう書くと、恐らく国務大臣だけが構成員のように読めるという趣旨だと思うのですが、そういうことなので国務大臣を構成員に含む会議という言い方がいいんじゃないかというような御意見でございました。これは確かにそういう考え方もあるんですけども、他方、こういった用例も実際にございますし、大臣は1人しかいない省議というのも合わせて言っておりますので、そこは紛れがないと思っておりますので、原案のとおりにさせていただければ幸いです。以上です。

○御厨委員長 ありがとうございます。

以上の「閣僚会議等の議事の記録の作成に係る行政文書の管理に関するガイドラインの一部改正」ということにつきまして、それでは委員の皆様から御意見、御質問をお出しいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。いかがでしょうか。

三宅さん、どうでしょうか。

○三宅委員 「その他」の①の意見のところも、「「議事の記録」は「閣議等の議事の記録の作成及び公表について」（平成26年3月28日閣議決定）」、ちょっと頭の中から消えているので記憶の確認ですが、その中の議事の記録については開催日時と開催場所、出席者、議題、発言者、発言内容を記載した議事の記録という文言で特定されていたように思いま

すけれども、そのとおりですね。

○笹川課長 間違いございません。閣議決定を受けて官房長官決定という具体的なルールを決めておまして、その中で記録の記載事項は全く同じ記載です。開催日時、開催場所、出席者、議事結果、発言者名及び発言内容を記するというふうに規定しております。

○三宅委員 従前、緊急時に対応する記録の保存についていろいろ作業をさせていただいたときに「議事概要又は議事録」としておりましたが、「又は」ですから、発言者がいないものでも議事概要と一般的に呼ばれたもので足りるとされていたので多少違和感があったのですが、今回「議事概要又は議事録」ではなく「議事の記録」になったことで、その内容として発言者と発言内容が記載されるということがはっきりしましたので、「議事の記録」では内容が曖昧」というよりは、むしろ「議事の記録」と記載することによって内容が、よりはっきりしたという理解に立つべきではないかと思っておりますので、4の「その他」の①の意見のところは意見に対する考え方の趣旨でいいし、または今後それによってできる限り詳しい発言内容も記載された議事の記録の作成を義務付けられるということでは、大変良いことであろうと考えております。

○御厨委員長 江上さん、どうぞ。

○江上委員 前回の議事録を拝見しまして、やはり「議事の記録」ということについて若干議論のやり取りがあったということで議事録を拝読しておりますが、今回パブコメで「その他」の①のところで「議事の記録」では内容が曖昧であり、「議事概要又は議事録」のままの方が良い。」ということで、担当の笹川課長から適切な御意見に対する考え方があったのですが、前回のこの委員会で野口委員が、このことについて半年とか、半年で早ければ1年後とか、この「議事の記録」を見せていただいて公文書委員会で検証し、その議事の記録のあり方をフォローアップするという御意見を提起されています。

私も同じ意見を持っておりまして、確かに開催日時、開催場所、出席者、議題、発言者及び発言内容という、この6項目が義務付けられたということですが、その結論だけ発言者、発言内容を書いたという非常に簡素なものになるのか。あるいは、どういう議論、どういう立場からどういう検討がなされて、そしてどういう結論に至ったかということが歴史的な検証には重要でございます。そういう意味では、現在各省庁の審議会等々で委員になれば議事概要と議事録と両方見ているわけですが、その議事録と議事概要の中間くらいのものはイメージ的に期待をしたいと考えております。

ですから、公文書をアーカイブにするということで、閣僚会議というものに国民が後々、どのような観点で検討された上で結論に至ったのかということを知る権利、そしてそれがやはり歴史を建設的なステージに繋げていくことであります。また政治というのは担い手が変わっていきますし、それから政権も変わっていきますから、それをこの公文書管理委員会で十分に「議事の記録」の在り様をフォローアップするということを責務として是非御検討いただきたいと、このように思っております。

○御厨委員長 それでは、事務局の方から何かありましたらどうぞ。

○笹川課長 まず、「議事の記録」の作り方でございますが、いずれにしても議論の過程が検証できるようにということでございますので、そこは結論だけ書くというようなことがないように指導というか、呼びかけていきたいと思っております。

その上で、今、先生がおっしゃったような方向性は誠にもっともだと思っておりますので、委員長、大臣とも相談しながら今後進めていきたいと思っております。

○御厨委員長 江上さん、それでよろしいですか。

では、どうぞ大臣。

○稲田大臣 この議事の記録の開催日時、開催場所、出席者、議題、発言者までは客観的に何かというのは分かるんですけども、この発言内容の中身というのはどこかに書いてあるんですか。

○笹川課長 発言内容はまさに発言内容でございまして、それをどのくらい。

○稲田大臣 結論だけではなくて、なぜそうなったかという過程が分かるような内容ということですか。

○笹川課長 最終的にそれぞれの会議で作るので一般論として言いにくい部分があるのですが、基本的にはおっしゃるとおりで、結論だけ書くのではなくて途中の議論の過程、この人がこう言って、それで結果としてこうなりましたということが分かるような形で書いてもらうということです。

ただ、その作り方がどのようになるかは各会議でそれぞれあろうかと思えます。

○稲田大臣 今までの議事録と議事の記録とは同じものなのかどうなのかというのも、各会議で決まってくるということですか。

○笹川課長 議事録、議事概要という定義自体、明確にございませんでしたので、一般的な口語的な意味合いでは確かに議事録というのはどちらかというとき詳しい逐語的なもので、議事概要というのがどちらかというとき要点をまとめたものという感じだと思います。

それで、実際にその2つが重なり合っているような部分もあるので、なかなかどちらがどちらだと申し上げにくいのですが、今回はいずれにしても6項目を入れて議論の過程を迫るように作っていただきたいということで、もちろんなるべく詳しく作ってくださいという話ではあるんですが、最終的にどのようなものになるかについては、そこはそれぞれ責任を持ってやっていただくということでございます。

○江上委員 今、課長がおっしゃった、議論の過程を迫るように作ること、追跡できる「議事の記録」、このことが重要な定義を今おっしゃったと思いますが、それを是非今日の議事録に明記していただきたいと思います。

○御厨委員長 大体そういう話だろうと思うんです。今、始まったばかりで、始まってこれが公開されたものを恐らく我々も見っていくことになると思いますので、まだ公開されたものの定型が定まっている段階ではないので、それに対して当然この委員会としても、これはやはり変じゃないかとか、もう少し詳しくというようなことのフォローアップというのは、多分これからの委員会の席上でされていくというふうに私も期待したいと思います。

ので、今、大臣が言われたこと、それから江上委員が言われたことを含めて、そういうことを我々としては議論したということ今日明記して、次の委員会に送りたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

○江上委員 行政府、各省庁で政策審議会がございすね。それで、一番上位概念の重要な立法に影響を与えるような審議会の議事録と、それから議事概要というのが現実にありますから、そういったものを一つの規範にしながら、概要ではない。それで、議事録ほど詳細に「ええ」とか「はい」で書くという必要はないけれども、その中間からやや議事録に近いところで、先ほど結論に至る過程を追跡でき得る「議事の記録」ということで、今、委員長がおっしゃったような形で今後の委員会で進めていただければと思います。

○御厨委員長 ありがとうございます。不明確な点が明らかになったような気がいたします。ほかにいかがでしょうか。

三宅さん、どうぞ。

○三宅委員 この点も多分要望になると思いますが、その他の②のところの「「議事の記録」と共に配布資料等を保存すべきである。」という点は、恐らくこのガイドラインにおいては「相互に密接な関係を有する行政文書」については、「一の集合物（行政文書ファイル）にまとめること」とされている」ということで、これは議事録と会議で配布された資料等を一体の集合物として保存を行政文書ファイルでしておくという趣旨と理解してよろしいのでしょうか。

○笹川課長 そういうことでよろしいかと思えます。

○三宅委員 ちょっと私も経験的に申しますと、行政ではなくて司法の関係で申しますと、かつてロッキード事件のときに海外の人を、アメリカの裁判所で尋問を受けるときに、日本の刑事手続では訴追されないという、刑事免責の手続がないとしゃべらないとおっしゃって、それで最高裁判所が宣明書というのを出して訴追しませんよといったことがあるのですが、それを最高裁判所の行政手続の要綱に基づいて開示請求したところ、最高裁判所裁判官会議録にはそういうことをしたという記録は残っているんですが、その宣明書自体がどこかにいって無くなっている。

今日は行政ですが、これは司法の話ですけれども、そういうことがあってこれはやはり最高裁判官会議で宣明書を発したということの歴史的な文書としては非常に重要なアーカイブスの観点から大事だと思ったのですが、つまり議事録と議事録を発したものが一の集合物としてまとめられていないとそういう現象が起きて非常に国家的損失だと思ったことがありましたので、できる限りこの「一の集合物にまとめること」というのはそういう趣旨も経験も踏まえて徹底していただきたいということを特に要望しておきたいと思えます。

○御厨委員長 それは、よろしゅうございすか。

○笹川課長 最終的には相互に密接な関連を有するかどうかの判断ということだと思えますが、基本的にはそういう御理解でよろしいと思えます。

○御厨委員長 ほかにいかがでしょうか。

杉本さん、どうですか。

○杉本委員 特にはございません。

○御厨委員長 宇賀さん、どうでしょうか。

○宇賀委員 もう既に出たことですのでけれども、議事の記録ですね。これは、やはりある程度運用が積み重なったところでのフォローアップが必要かと思います。

○御厨委員長 いかがでしょうか。他に特にございませんでしょうか。

それでは、今いろいろな御意見が出ましたものを次の委員会にも引き継いでいただくということを前提にいたしまして、この一部改正案は原案どおり了承するというようにしてよろしゅうございましょうか。異議ございませんか。

(「異議なし」と声あり)

○御厨委員長 わかりました。それでは、これで原案どおり了承ということでございます。

それでは、続きまして議題2であります「行政文書管理規則の一部改正について」に移ります。本件は、事前に事務局から各委員へ意見照会がされておりますので、それでは続けて事務局から説明をお願いしたいと思います。

○笹川課長 御説明させていただきます。資料2の3枚紙を御覧ください。お手元に34件ほど沢山のつづりがございますけれども、まとめたものが資料2という紙でございます。

今回の各府省の文書管理規則の改正の主要な中身といたしましては、資料2の上の方にございます点々で囲った○の3項目でございます。

1つ目は、議題1でご審議いただいた閣僚会議の議事の記録の作成に伴い必要な改正を行うこと。これは、全ての文書管理規則改正の中に入っております。

それから、2つ目は「国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う改正」ということで、内閣府令が内閣官房令に、人事局が内閣官房に創設されたことに伴って、それまで人事について内閣府令でやっていたのが内閣官房令に変わります。その関係の改正でございます。内閣官房については既に措置済みですが、それ以外についてやらせていただきたいと思っております。

それから、3点目は集中管理に関する規定の整備ということで、25年度までに各省で集中管理の規定を定めるとなっております。それで、ほぼ全ての省庁でそのような規定を定め終わりましたので、所要の改正を行うというものでございます。

時間の関係もございますので、内閣府を例にとりて簡単にこんな感じですよという御説明をさせていただきたいと思っております。

資料2-6を御覧ください。まず一番上の第18条というところで、これは集中管理の規定です。右側、「平成25年度までに、集中管理の推進に関する方針を定める」とありまして、左側では「副総括文書管理者」、これは総務課長になりますが、総務課長は別に定めるところにより集中管理を行うという規定に直しております。

それから、先ほど議題1で議論を行いました「議事概要・議事録」というものを「議事

の記録」という言い方に直していきます。

それから、2ページ目、3ページ目あたりでは「省令案」というような内閣府に関係ない規定がございますので、これを削除するというようなカスタマイズするような改正も行っております。

それから、大きな柱は4ページ目、5ページ目でございます、4ページ目はいわゆる閣僚会議の議事の記録、文書の類型として会議の議事が記録された文書、具体例として「議事の記録」というものを入れております。5ページ目は省議といえますか、政務三役会議について同じような改正を行っております。

それ以降は、ずっとその「議事概要・議事録」を「議事の記録」に直すという修正が続いています。合計で17～18か所くらいございました。

それで、最後の15ページまでいきますと、「職員の人事に関する事項について、内閣府令、人事院規則の規則により」云々がございますのを「内閣官房令」に改正するという形になっております。

あとは、各省庁それぞれ既に改正済みの役所は改正しないしというような違いがございます。

それから、具体的な御紹介は省きますが、例えば原子力防災会議、あるいは人事院あたりですと、それぞれの役所と関係のない文書の類型というものがガイドラインに入っております。例えば予算要求の書類ですとか、予算要求にかかる閣議を求めるという書類ですとか、あるいは条約を結ぶとかございますので、そういったものは使わないので削除するというカスタマイズの修正が入っております。以上でございます。

○御厨委員長 ありがとうございます。

以上の「行政文書管理規則の一部改正について」、それではまた委員の皆様から御意見、御質問等をお願いしたいと思います。いかがでございましょうか。

三宅さん、どうでしょうか。何かございますか。

○三宅委員 ちょっと外れた質問になるかもしれませんが。済みません。

細かく行政文書の具体例を書きいただいているので、それが今回「議事の記録」というところも入って保存される、保管されるということは大変大事なことだと思っておりますが、この間のやり取りにおける電子データをどうするかということは、多分まだ残された課題としてあるのではないかと考えていまして、公文書管理課の方もかねてより諸外国に調査に行っていらっしゃることもありますが、紙で今後もずっと残していくのか。それとも、電子データ自体を保存するのかというようなことは、この管理規則のレベルではまだわからないのですが、将来的に考えると地震などが起きて霞ヶ関がもし壊滅的に万が一なったとき、どこかに電子データでバックアップしておかないと危ないというようなことも考えたりすると、ここで議論することかどうかはともかくとして、今度は別の会議もございますので、ぜひ将来日本の中で様々な現象が起きたときにもバックアップできる体制というものを政府の中で作るためには、この具体例の中の文章が余りにも紙媒体のイメ

ージがちょっと強いものですから、今後の課題として是非お考えいただきたいと思っておりますが、どの辺まで具体例のところにもそういうイメージが入っているのかという質問の形で示させていただきたいと思っております。

○御厨委員長 事務局からどうぞ。

○笹川課長 先生、御存じのとおり、紙をオリジナルとするか、電子媒体をオリジナルとするかは、現時点ではどちらもあり得るような形になっておりまして、当然我々は電子媒体も含んだ形でこの案文を作っているところでございます。

他方、保存の話ですとか、いろいろ検討要素はございまして、我々だけではなく文書の電子化推進とか、違う形でもいろいろ検討をしておりますので、そのあたりは相談しながら御趣旨を踏まえて対応していただきたいと思っております。

○三宅委員 ちょっと補足をよろしいですか。

3月に年次報告をお受けしたときに、独立行政法人から国立公文書館に移管される文書の中に基本的には全部電子データできていることが入ってしまっていて、時間の関係もあったので余り話はしなかったのですが、紙で国立公文書館に移管されるものと、電子データでも移管されるというので、しかも独立行政法人なりの方がその辺の形態が進んでいるように思いますので、今回は中央省庁の紙媒体的なイメージですが、早急にそういうことについての体制を取っておかないと、電子媒体の方がどっというって、管理がどういうふうにできるかというルールがまだちょっと定まっていらないように思うので、是非そのあたりを御検討いただくと、国立公文書館の方での保存のための予算も付けやすくなるかと思っておりますので、いろいろなことを言いますけれども、よろしく願います。

○御厨委員長 それでは、事務局でよろしく願います。

○笹川課長 検討させていただきます。

○御厨委員長 応援のメッセージのようでございますので。

杉本さん、何かございますか。

○杉本委員 今のお話と関連するかと思うんですけれども、集中管理というのが共通の話題として出てきていますが、先ほどの議論でもフォローアップというお話があったんですけれども、これに関してはフォローアップしていくことが常に必要かなと思っております。

ですので、これは質問というよりはどうしてもコメントになってしまうのですが、やはり公文書管理がいかにもうまくいっているかで、公文書管理で公文書館にうまく渡す。それだけではなくて、やはりその現用文書としていかにもうまく使えていっているのかということも含めた、それがあつた種の集中管理をする上でのメリットであろうかと思っておりますので、そういう意味でのフォローアップですね。それを、是非これからもお願いしたいと思っております。

○御厨委員長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

では、江上さん。

○江上委員 今の電子データによる保管ということ言えば、今まで一つ一つの紙媒体で

の歴史的な検証で公文書を読むという既成観念がありましたが、これから電子データ化すれば、ある政権のときに意思決定や合意形成の傾向や構造を考察する、テキストマイニングとか、データ分析によって様々な分析ができるわけですので、公文書管理を通じた分析と解釈が可能になるような電子データ化、少し高次に進める可能性もあるのではないかと思います。三宅委員がおっしゃったことも十分に検討していただければと思います。

○御厨委員長 ありがとうございます。

宇賀さん、どうですか。

○宇賀委員 先ほど、パブリックコメントでも法制化という話がありましたが、私も全部一応見てみましたが、この行政文書の管理のガイドラインを受けて、行政文書管理規則の中に関係閣僚会議の議事録の作成が確実に盛り込まれていますので、そこはちゃんと担保されていることが確認できました。

それから、直接これと関係ないのですけれども、前回も集中管理との関係で国立公文書館の中間書庫のことをちょっと質問させていただきましたが、虎ノ門という非常に便利なところであって行政利用に配慮しているということですのでけれども、その利用の実態について今日ということではないのですが、将来それについてもこの委員会で検討して、そして何か是正策、改善策があれば提言していくということも必要ではないかと考えております。

○御厨委員長 ありがとうございます。

コメントも含めて皆様からそれぞれ意見をいただいたところでありますけれども、それを前提にしましてこの一部改正案は原案どおり了承するということにしてよろしゅうございましょうか。異議ございませんか。

(「異議なし」と声あり)

○御厨委員長 それでは、これも了承されたということでございます。

それでは、以上をもちまして議事が全て完了、終了いたしましたので、最後に稲田大臣から一言よろしく願いいたします。

○稲田大臣 本日もどうもありがとうございました。

また、委員各位におかれましては本年7月5日をもって任期の満了ということになります。これまで2年間にわたりまして、各省庁の文書管理規則改正に際しての御審議、また今般の閣僚会議等の議事の記録の作成に係る行政文書の管理に関するガイドラインの改正についての御議論など、公文書管理の適切な運用のため、専門的な知識を基に、その見地から調査審議を行っていただきました。これまでの委員の先生方の御尽力に、改めて深く感謝申し上げます。ありがとうございました。

○御厨委員長 ありがとうございます。

只今稲田大臣から御挨拶もいただきました。そのときに言及がありましたとおり、現在の第2期の委員は7月5日をもって2年間の任期満了でございます。今回、これが最後の委員会でございます。

それから、私事を申し上げて恐縮でございますが、私も2期4年間、この公文書管理委

員会の委員長を務めさせていただきまして、これをもって無事かどうか分かりませんが、とにかく卒業ということになりました。

本当に皆様方の御協力のもとに4年間、この4年は結構3.11もありましたし、いろいろなことがあって、その結果としては私の個人的な感想ではかなり公文書管理というものの重要性というのは国内外といたしますか、政府内外、特に国民の目線からしても重要なものであるという認識が随分進んできたと思いますので、ますます今後のこの公文書管理委員会の責任は重大であろうと思います。私はこれからフリーになりますので、フリーの立場で今度は外からいろいろと御意見を申し上げるという立場になると思いますが、本当に皆様どうも長い間ありがとうございました。

以上で、「第37回公文書管理委員会」を終了いたします。

この後、この会議室内におきまして、私から報道関係者の方々に対してブリーフィングを予定しておりますので、御承知おき願いたいと思います。

それでは、皆様お忙しいところありがとうございました。